

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の充実

「基礎的環境整備」と「合理的配慮」

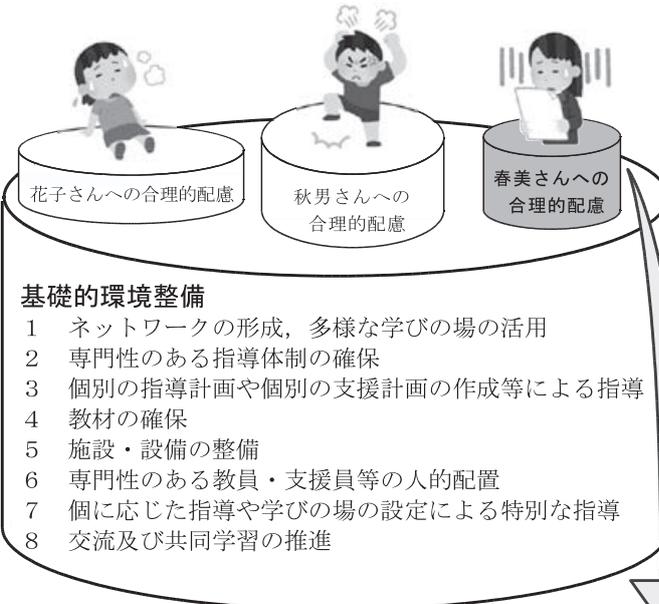
インクルーシブ教育システムの構築を推進するために、障害のある子どもに対する支援として、国、都道府県、市町村が、法令に基づき又は財政措置により、「基礎的環境整備」を行うことと、設置者・学校が、障害のある子どもの状況に応じて「合理的配慮」を提供することが必要とされています。

合理的配慮の検討は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に基づき、設置者・学校と本人・保護者により、可能な限り合意形成を図りながら行います。

平成28年に障害者差別解消法が施行されたことにより、合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれることに留意する必要があります。



一人一人の状況に応じた合理的配慮の提供



合理的配慮に関する留意点

- 一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じ、必要な変更・調整を合理的配慮の3観点11項目に照らし合わせて検討する。（下表参照）
- 設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階や負担の度合い、代替措置の選択等を考慮しつつ合意形成を図った上で提供する。
- 合理的配慮の内容を個別の支援計画に明記する。
- 合意形成後も児童生徒一人一人の発達や適応の状況を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解する。
- 障害のある児童生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価する。
- 進学等の移行期においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、合理的配慮の引継ぎを行う。

学校における「合理的配慮」の3観点11項目		「読むこと」「書くこと」が苦手な春美さん（中学校2年生）への合理的配慮の例
観点	項目	
1 教育内容・方法	(1)教育内容 ①学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	・特別支援教育支援員による教科書の読み上げ、音読箇所の明示、ルビや区切り線の表示等の支援 ・苦手な部分をカバーする道具の使用（カラーフィルター、スリット、板書を撮影するカメラなど）
	②学習内容の変更・調整	・要点記入式のワークシートの提供 ・記入枠の拡大、多少はみ出して記入することを許容 ・試験等の際の配慮（時間延長、問題文の読み上げなど）
	(2)教育方法 ①情報・コミュニケーション及び教材の配慮	・タブレット端末でマルチメディアデージー教科書を使用 （マルチメディアデージー教科書：通常の教科書に、音声読み上げ機能とテキストのハイライト機能が付いたデジタル教科書）
	②学習機会や体験の確保	・週に1回、近隣の中学校の通級指導教室を利用
	③心理面・健康面の配慮	・「読むこと」「書くこと」についての十分な時間の確保
2 支援体制	①専門性のある指導体制の整備	・専門家・支援チームによる校内委員会への助言
	②幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	・外部専門家を招いた、全職員による「読み書きの困難さ」の疑似体験研修会の実施
	③災害時等の支援体制の整備	（春美さんに特化したものは特になし）
3 施設設備	①校内環境のバリアフリー化	・掲示物の字体や大きさに配慮した教室環境の整備
	②発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	・相談できる相手や場所の提供（スクールカウンセラー、本人にとって話しやすい先生が相談役を務めるなど）
	③災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	（春美さんに特化したものは特になし）



参考：インクルーシブ教育システム構築支援データベース（国立特別支援教育総合研究所）
<http://inclusive.nise.go.jp/>